

1. 区民事務所取扱事務一覧

取扱事務	平日昼間	平日夜間(注1)		日曜	
		王子・赤羽	第3火曜 王子・赤羽	(月2回) 王子・赤羽	(月1回)(注1) 赤羽のみ
(1)住民記録関係					
住民票の写しの交付	○	○	○	○	○
住民票記載事項証明書の交付	○	○	○	○	○
転出入・転居・世帯変更の届出 <small>マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている方は持参ください。</small>	○	—	○	—	●
不在住証明書の交付	○	○	○	○	○
住居表示に関する届出・証明	○	—	—	—	—
住民基本台帳の閲覧	○	—	—	—	—
マイナンバーカードの交付(予約制)	○	—	—	—	—
広域交付住民票の写しの交付(午前9時から午後5時まで)	○	—	—	—	—
年金受給者現況届の証明	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)
旧氏の記載・削除・変更	○	—	○	—	—
(2)公的個人認証サービス関係(マイナンバーカードを必ず持参ください)					
電子証明書の発行・更新・失効・暗証番号再設定/変更	○	—	○(注3)	—	●(注3)
(3)印鑑証明関係					
印鑑登録・登録廃止	○	—	○	—	●
印鑑証明書の交付(登録カードを必ず持参ください)	○	○	○	○	○
(4)戸籍関係					
戸籍全部・個人事項証明書(謄・抄本)の交付	○(注4・5)	—	—	—	—
戸籍の附票の写しの交付	○(注5)	—	—	—	—
身分証明書の交付	○(注5)	—	—	—	—
不在籍証明書の交付	○(注5)	—	—	—	—
(5)保険・年金関係					
国民健康保険の加入、資格喪失等の届出	○	—	○	—	●
国民健康保険資格確認書等の交付	○	—	○	—	●
国民健康保険料の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
後期高齢者医療保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
介護保険料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
国民年金の加入(3号を除く)、資格変更の届出	○	—	○	—	●
(6)区税関係					
住民税証明書の交付	○	○	○	○	○
軽自動車税証明書の交付	○	○	○	○	○
住民税・軽自動車税の収納	○(注5)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
(7)保健関係					
母子健康手帳の交付	○	○	○	○	○
飼い犬の登録、注射済票の交付	○	○	○	○	○
(8)使用料・手数料関係					
保育料の収納(緊急一時預かり・休日・年末特別・病後児保育を除く)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
区営住宅使用料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
指定自転車置場登録手数料の収納	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注5・6)	○(注6)
(9)その他					
転入・転居による就学通知書の交付	○	—	○	—	●
地価公示図書の閲覧	○	○	○	○	○
自動車の臨時運行許可(仮ナンバーの貸与)	○	—	—	—	—

注1 第3火曜の夜間(王子・赤羽)及び毎月1回日曜(赤羽)に業務を拡大しています。

開庁日はホームページまたは王子区民事務所(03-3908-8745)赤羽区民事務所(03-5948-9541)にてご確認ください。

注2 申請人が書式を持参した場合に限ります。

注3 発行可能時間が限られておりますので、受付が終了時刻間際になりますとお手続きができない場合があります。

注4 除籍・改製原を除く、現在戸籍の写しのみ発行します。

注5 王子区民事務所では取り扱っておりません。

注6 納付書持参の場合に限ります。

2. 窓口開庁時間

<証明書等交付>

平日昼間(月～金曜)…午前8時30分から午後5時まで

平日夜間(月～金曜)…午後5時から午後7時まで(王子・赤羽)

日曜(月2回)……午前9時から午後5時まで(王子・赤羽)

<転出入等受付>

平日昼間(月～金曜)……午前8時30分から午後5時まで

第3火曜夜間【王子・赤羽】…午後5時から午後7時まで ※3月・4月は実施しません

日曜(月1回)【赤羽】……午前9時から午後4時まで ※表中の●の業務が該当

◎大変混雑しますので、お時間に余裕を持ってお越しください。

※開庁日の詳細については、ホームページまたは王子区民事務所(電話:03-3908-8745)赤羽区民事務所(電話:03-5948-9541)にてご確認ください。

※滝野川区民事務所は、夜間と日曜は開庁しておりません。

※土曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は開庁しません。ただし、日曜開庁日と祝日が重なる場合は開庁します。